市民参加実施予定シート

予　定
平成27年2月1日時点

担当課（　　都市計画課　　）

1　市民参加の手続　実施予定について

通称	流山市景観計画（新川耕地区域）の変更について	市が考える 市民等への影響	<メリット> ・景観計画の行為の制限に関する事項において、基準として建築物は低層とすると定めているが、新川耕地区域の一部において、特に景観に配慮した計画については、許容する範囲において建築物の高さを緩和することにより、有効的な土地利用がなされる。 <デメリット> ・ある程度の高さのある建築物の建築により、新川耕地の良好な眺望景観が阻害される恐れがある。 ・開発行為が行われることにより、新川耕地の良好な自然環境が損なわれる可能性がある。
名称	流山市景観計画の変更		
概要	新川耕地地区の一部は都市計画マスタープランで産業系土地利用ゾーンとして位置付けている。当該地区における市政策が明確となったことから、景観計画を一部を変更する。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの　(条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手続を実施しないもの　(第5条第2項の規定)	
□	(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	□	(1) 軽易なもの
□	(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	□	(2) 緊急に行わなければならないもの
□	(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	□	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
□	(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
□	(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
■	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）

実施方法			実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施	■	審議会等	H27 1/20	審議委員（専門家、公募の市民等）	市都市計画審議会	〔説明会・公聴会の開催〕 公聴会の開催は法による定めであり、市民等を一堂に会し、景観計画の変更案について多様な意見を聞くことができる。当該公聴会に先立ち、広報紙だけでなく関係権利者に直接通知を行った上で説明会を開催し、より多くの市民の参加を呼びかける。 〔都市計画審議会への付議〕 都市計画審議会から意見を聞くことは法定であるが、景観計画の変更案について、学識経験者だけでなく公募の市民が議論することにより、計画の精度を深めることが期待できる。
	□	パブリックコメント手続				
	□	意見交換会				
	■	公聴会	H26 9/27	一般市民		
	□	政策提案制度				
	□	その他				

(3) 市民参加のスケジュール（予定）

平成25年度		平成26年度												平成H27年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
							公聴会 (9/27開催)				都市計画審議会 (1/20開催)				

2　当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
スケジュール	平成27年2月1日	開催日が確定したため			
市民参加の方法、実施予定時期	平成27年2月1日	開催日が確定したため			